東海市告示第７３号

令和７年度東海市首都圏人材確保支援交付金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市首都圏人材確保支援交付金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、愛知県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業（以下「東海市移住支援事業」という。）として、首都圏から本市に移住し、就業又は起業をした者に対し、東海市首都圏人材確保支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、首都圏から本市への移住等の促進及び中小企業等における人手不足の解消に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

２　この要綱において「県実施要領」とは、次に掲げるものの総称をいう。

⑴　愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領

⑵　あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領

（交付金額）

第３条　交付金の交付金額は、２人以上の世帯に係る交付金にあっては１００万円、単身に係る交付金にあっては６０万円とする。

２　前項の２人以上の世帯に係る交付金は、１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合にあっては、同項に定める額に１８歳未満の者（申請者の配偶者を除く。）１人につき１００万円を加算する。

３　交付金は、予算の範囲内において交付するものとする。

（交付対象者）

第４条　交付金の交付の対象となる者は、第１号の要件に該当し、かつ、第２号から第５号までのいずれかの要件に該当する者とし、２人以上の世帯に係る交付金にあってはこれらの要件に加えて第６号の要件に該当する者とする。

⑴　移住等に関する要件　次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア　移住元に関する要件として、次に掲げる全ての事項に該当すること。

㈠　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２２条第１項に規定する転入（以下「転入」という。）をした日の前日までの１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住し、又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和４４年法律第７９号）で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成２２年から令和２年の人口減少が１０％以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、東京２３区内に所在する事業所において業務に従事していたこと。この場合において、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等に通学し、東京２３区内の企業等に就職した者については、その通学期間を前段に規定する期間の対象とすることができる。

㈡　転入をする直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京２３区内に所在する事業所において業務に従事していたこと。㈠後段の規定は、この場合について準用する。

イ　移住先に関する要件として、次に掲げる全ての事項に該当すること。

㈠　次条第１項の規定により交付金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）から起算して５年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

㈡　申請日時点において、本市に転入後３月以上１年以内であること。

ウ　その他の要件として、次に掲げる全ての事項に該当すること。

㈠　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」と

いう。）ではいこと。

(ｲ) 外国人にあっては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ｳ) 申請者は、過去１０年以内に申請者として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合は除く。

(ｴ) その他愛知県又は本市が交付金の交付の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件　次に掲げる要件に該当すること。

ア　一般の場合にあっては、次に掲げる全ての事項に該当すること。

(ｱ) 移住後の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(ｲ) 転入日時点で満５０歳以下であること。

(ｳ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している法人等（以下「移住支援金対象法人等」という。）であること。

(ｴ) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人等に就業し、交付金の交付申請時において連続して３月以上在職していること。

(ｵ) 移住支援金対象法人等の求人に対する応募日が、マッチングサイトに当該移住支援金対象法人等が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(ｶ) 移住支援金対象法人等に、申請日から起算して５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ｷ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ　専門人材の場合にあっては、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者について、次に掲げる全ての事項に該当すること。

(ｱ) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(ｲ) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、交付金の交付申請時において連続して３月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先に、申請日から起算して５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提として個別プロジェクトに参加する等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件　次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供がされていないこと。

ウ　所属先企業において、週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業している（原則、恒常的に通勤しない）こと。

(4) 関係人口に関する要件　次に掲げる全て要件に該当すること。

ア　転入日時点で満５０歳以下であること。

イ　本市内で農業関係に関わりのある者であること。

ウ　本市内で新規就農を行い、経営開始資金の認定を受けていること。

(5) 起業に関する要件　１年以内に県実施要領に規定する創業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件　申請者を含む２人以上の世帯員が、次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア　移住元において同一世帯に属していたこと。

イ　交付金の交付申請時において同一世帯に属していること。

ウ　いずれも交付金の交付申請時において転入後３月以上１年以内であること。

エ　いずれも暴力団員等でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、前年度以前のこの要綱に相当する要綱の規定に基づき交付金の交付を受けた者は、この要綱に基づく交付金の交付の対象者としない。

（交付申請）

第５条　交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　就業証明書、雇用保険の被保険者証その他の前条第１項に規定する要件に該当することを証する書類

⑵　運転免許証、旅券その他の本人確認ができる書類

⑶　その他県実施要領より必要とされ、又は市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、転入後３月以上１年以内において当該年度に属する期間内に行わなければならない。ただし、前条第１項第５号の要件に該当する申請者にあっては、当該期間内において、かつ、次に掲げる期間内に行わなければならない。

⑴　起業支援金の交付決定日が転入日より前となる場合にあっては、起業支援金の交付決定日から１年以内の期間

⑵　転入日が起業支援金の交付決定日より前となる場合にあっては、起業支援金の交付決定日以後の期間

（交付決定の通知）

第６条　市長は、交付金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付又は不交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付金の支払）

第７条　前条の規定による交付金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付金の支払を受けようとするときは、交付金支払請求書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前条の請求書を受理した場合は、速やかに交付金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び交付金の返還）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金（以下「既交付金」という。）の全部若しくは一部を返還請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして認めた場合はこの限りでない。

⑴　申請日から５年未満の期間内に本市から転出した場合

⑵　申請日から１年以内に、交付金交付申請書の記載内容に係る職を辞した場合

２　前項に定めるもののほか、市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める措置を行うことができる。

⑴　次のいずれかに該当する場合　交付金の交付決定の全部を取り消し、及び既交付金の全額を返還させる措置

ア　虚偽の申請等を行っていた場合

イ　申請日から起算して３年未満のうちに本市から転出した場合

ウ　第４条第１項第２号の要件に該当する交付決定者にあっては、申請日から起算して１年以内に当該要件に係る職を辞した場合

エ　第４条第１項第５号の要件に該当する交付決定者にあっては、起業支援金の交付決定が取り消された場合

オ　市税を滞納した場合

カ　第１０条の規定による届出を怠った場合

⑵　申請日から起算して３年以上５年以内に本市から転出した場合　交付金の交付決定の一部を取り消し、及び既交付金の半額を返還させる措置

（返還免除）

第９条　市長は、前条第１項の規定による既交付金の返還を請求された交付決定者について、同項各号の規定に該当するに至った理由が次の各号のいずれかであると認めるときは、次項の規定による当該交付決定者からの申請に基づき当該既交付金の返還を免除することができる。

⑴　対象企業等又は起業した企業等の倒産

⑵　災害、病気その他のやむを得ない特別な理由

２　前項の規定による既交付金の返還の免除を受けようとする交付決定者は、返還免除申請書に同項各号に掲げる理由に該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

３　市長は、返還免除申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、既交付金の返還の免除を決定し、その旨を当該免除の申請をした交付決定者に通知するものとする。

４　市長は、既交付金の返還の免除を決定するに当たっては、あらかじめ、愛知県の意見を聴くものとする。

（住所等の現況及び変更に係る届出）

第１０条　交付決定者は、申請日から起算して１年、３年及び５年を経過した日以後速やかに、住所、勤務地等の現況を市長に届け出なければならない。

２　交付決定者は、交付金交付申請書の記載内容に係る住所、勤務地等に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が申請日から５年を経過した日以後に生じた場合は、この限りでない。

３　前２項の規定による届出は、住所、勤務地等現況変更届出書（以下「届出書」という。）により行うものとし、次に掲げる場合においては、交付金交付申請書に記載した就業先が作成した届出書を併せて提出しなければならない。

⑴　申請日から起算して１年を経過したとき。

⑵　交付金交付申請書の記載内容に係る住所、勤務地等に変更が生じたとき（申請日から５年以内の期間に限る。）。

（報告及び立入調査）

第１１条　愛知県及び本市は、東海市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者及び交付決定者が就業する法人等に対して、東海市移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行については、県実施要領及び市長が別に定めるところによる。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。